

パブリックコメントによる市民意見の概要

1 意見募集期間

平成 29 年 12 月 21 日（木曜日）から平成 30 年 1 月 22 日（月曜日）

2 意見募集方法

- (1) 市政だより及び市ホームページに掲載。
- (2) 各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部及び南部発達相談支援センター、市民のへや、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、仙台市福祉プラザ等で設置配布を行なったほか、各市民センター、図書館等にて閲覧。
- (3) 障害者福祉関連の各種団体、障害福祉サービス事業所・施設、家族会、特別支援学校、精神科病院（計 629 ヲ所）に送付したほか、関係附属機関等の委員、障害者相談員、民生委員児童委員（計 1,671 人）に送付。
- (4) その他（イベントにおける配布、メール配信等）

3 意見提出人数・件数

提出数 : 55 人

（内訳：専用はがき 23 人、郵送 6 人、電子メール 20 人、ファクス 6 人）

意見件数：161 件

4 意見の内訳

項目	件数		事業種別	件数
前計画期間の振り返り	1 件		居住支援	18 件
理念	4 件		障害児支援	13 件
基本目標	3 件		相談支援	12 件
基本方針	11 件		人材支援	12 件
重点分野・各施策の概要	107 件	→	生活支援	8 件
到達目標	3 件		障害理解	7 件
見込量確保のための方策等	14 件		就労支援	7 件
見込量	5 件		基盤整備	6 件
その他	13 件		権利擁護	4 件
合計	161 件		その他（※）	20 件

（※）事業種別の数が少ない意見については、すべて「その他」に分類

5 主な意見概要

【理念】

- ・ 障害者権利条約の理念に基づき策定していくことを明記すべき。

【基本目標】

- ・ 障害理解の前提として、障害のある方の権利があることを明記すべき。

【基本方針】

- ・ 計画の表現については、市民が分かるような言葉で表現すべきではないか。

【重点分野・各施策の概要】

居住支援

- ・ 障害が重くなる程、住まいの場は暮らしを支える基盤となるが、現在のグループホーム制度では職員配置基準・戸数・支援内容のいずれもが不十分。
- ・ 障害のある方の賃貸物件への入居を促進するために、貸主や仲介業者に対する障害理解の促進や啓発等の施策が必要ではないか。

障害児支援

- ・ 障害のある児童や発達に不安のある児童を取り巻く、アーチル、児童発達支援センター、幼稚園、保育所、学校などにおける相談体制の整備が必要。
- ・ 「発達に不安のある」という状態について、認知度を高めていく必要があるのではないか。

相談支援

- ・ 障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所ともに人材不足が深刻な状況となっており、支援の量・質ともに担保できていない。
- ・ 限りある予算と利用者の選択肢の多さを考えると、相談支援事業の役割が今後より重要になってくるのではないか。

人材支援

- ・ 障害福祉分野の人材不足は非常に深刻となっているため、市として何か積極的取り組みをしてほしい。
- ・ 若い人に対して、福祉分野のイメージアップが必要。

生活支援

- ・ 緊急預かりとしてのショートステイは、立地が離れていること、移動サービスがないなどから、使いづらいという意見が大変多く聞かれる。
- ・ 医療的ケアが必要な方に対するサービスが不足している。

【到達目標】

- ・ 施設入所者の地域生活への移行者数、施設入所者数の数値目標が低い。

【見込量確保のための方策等】

- ・ 計画相談支援を量的に拡大するために、説明会以外の具体策を示してもらいたい。